

議事要旨(1) 退職給付（ステップ1）の検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法に係る適用時期について、前回までの企業会計基準委員会及び退職給付専門委員会における審議を踏まえた事務局案について審議されたい旨の説明がなされ、前田専門研究員より、審議事項(1)-1に基づいて具体的な説明が行われた。その後引き続き、審議事項(1)-2及び(1)-3に基づき基準及び適用指針の文案について、公開草案からの修正箇所を中心に説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

- ・多数の委員より、適用時期について事務局案に賛成する旨の意見があった。
- ・ある委員より、事務局案は、本来の適用時期への対応が困難な場合の取扱いについて、現行の会計基準が導入された時と同様の取り扱いとするものであるが、当時と現在とは状況が違ふことから、「実務上困難な場合」という表現でよいのか、具体的な文言について引き続き検討する必要があるとの意見があった。
- ・ある委員より、連結財務諸表非作成会社への対応の経緯を会計基準に明記してほしい旨の意見があった。また、別の委員より、連結財務諸表作成会社と連結財務諸表非作成会社の情報開示の同等性を図る観点や一株当たり純資産額がPBRの基礎となる点を踏まえると、連結財務諸表非作成会社について、税効果考慮後の未認識項目の残高が正確に把握できる情報が提供されるべきであり、最終的に特段の対応を行わない場合でも基準の結論の背景などにおいて考え方を記載して欲しい旨の意見があった。
- ・ある委員より、退職給付プロジェクトのステップ2の取扱いについて質問があり、事務局からは、私見であるとしたうえで、IASBのアジェンダ協議に対するコメントで「OCIとリサイクリング」を検討課題とすることを提案したこと等を踏まえると、ステップ1の最終基準化の後に、直ちにステップ2に進むということは考えにくいのではないかと説明があった。

最後に今後の進め方について、都常勤委員より、本件は個別財務諸表における取扱いなどについて公開草案から一部変更する方向で検討されているものの、当該変更は主としてコメント対応の範囲内であるため、引き続き審議を行った上で最終基準化することを考えているが、手続きの明確化の観点から、このまま最終化することで良いか、今後、念のため確認したい旨の発言があった。

以 上